

4 障がい児支援の強化【第1期清水町障がい児福祉計画】

児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策の育ちの支援とともに、発達段階や特性に応じた個々の支援が、整合性をもってひとりの子どもに機能するよう支援を強化します。

本町では、指定通所施設である清水町きずな園（以下「きずな園」という。）が療育支援、発達相談等を保育所、幼稚園、小中学校等の福祉、教育関係機関と連携して取り組んでいます。障がい児福祉計画策定における基本的指針の中では、各市町村又は圏域に、少なくとも1か所児童発達支援センターを置き、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ること、質の高い専門的な発達支援を行うことが示されています。また、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した切れ目のない支援や子ども・子育て支援等の利用を障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、学童クラブ等における障がい児の受け入れの体制整備を行うなど地域の中で重層的な支援体制の構築が求められています。

（1）障がい児通所支援

●現状と課題

本町では、きずな園が児童発達支援（幼児）、放課後等デイサービス（学齢児）、保育所等訪問支援を保健師、保育士、心理士、言語聴覚士、児童指導員など専門職を配置し、ライフステージに沿った支援を行っています。アンケートの結果からは通所に関する満足度は高いものの継続した相談や情報提供を求める内容が多く見られました。保護者のニーズを精査し、より細やかに対応する必要があります。

●目標値設定、今後の取り組み

本町ではきずな園が継続して療育支援を行いますが、平成32年度中に児童発達支援センターを開設し、より専門的な発達支援体制や相談支援体制を整備します。児童発達支援・放課後等デイサービスの自己評価結果の公表により質の向上を図ります。また、保育所、幼稚園等の障がい児の受け入れ体制を推進し、保育所等訪問支援の拡充を図ります。

サービス種別	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者（人）	23	25	21	20
	利用量（人日/月）	55	100	84	80
放課後等デイサービス	利用者（人）	42	35	35	34
	利用量（人日/月）	76	82	82	78
保育所等訪問支援	利用者（人）	0	0	3	5
	利用量（人日/月）	0	0	6	10

(2) 障がい児相談支援

●現状と課題

町の相談支援専門員が児童保護者のニーズを聞き取り、こども発達支援計画を作成しています。町内の療育機関がきずな園のみのため、受け入れ状況によっては通所サービス利用までに時間がかかってしまうことがあります。また、作成後のモニタリングは計画的に行っていますが、関係者会議を開催し、よりニーズに添った計画とする必要があります。

●目標値設定、今後の取り組み

現状の利用状況を踏まえて数値目標を設定しています。今後も新規利用希望があった場合、適宜計画立案を実施していく必要があります。また、アンケートの結果からライフステージごとの切れ目のない支援、相談や情報提供等に対応できる体制整備が必要になります。情報をつないでいくため、バースデイブック（支援ファイル）の更なる活用の推進が求められます。

サービス種別	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児相談支援事業	利用者（人）	68	60	59	59

(3) 児童発達支援センターの設置

国及び北海道は基本指針において、2020（平成32）年度までに各障がい保健福祉圏域に1か所以上の児童発達支援センターを設置することとしています。

障害者権利条約の批准にもとづく、障害者差別解消法の制定や児童福祉法の改正、インクルーシブ教育の推進からは、障がいのある児童だけが通う通園機能施設を設けることよりも、障がいの有無にかかわらず共生する環境がより望ましいと考えることから、保育所等訪問支援事業をはじめとする地域支援機能の強化をはかり、その設置を目指します。

(4) 保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援は、発達支援を要する児童が普段通う場所で適切な配慮や支援を得られるための各事業の中核をなす事業です。

しかし、保育所等訪問支援事業は制度上、障がい児相談支援事業所と契約し障がい児支援利用計画を作成、その後発達支援センターと契約するために、タイムラグと多くの契約行為が当該児童にとって不利益を生じると判断できる際には、給付制度を該当させずとも本事業の機能を提供する、町単独の保育所等訪問支援事業も行います。

今後、教育機関と連携し、子育て支援課等関係課スタッフによる学校訪問、情報交換等の充実を目指します。また、保育所等訪問支援事業には一定の専門性が求められることから、保育、教育、心理、発達支援などの領域からスタッフを調整します。

(5) 医療的ケア児に対する支援

●現状と課題

アンケート結果からは現状、医療的ケアが必要な児はいませんでした。医療の進歩に伴い未熟児、超低体重出生児の増加が見込まれています。医療福祉・教育など関係機関との情報共有や支援内容の共通理解などの連携が必要と考えられます。

●目標設定、今後の取り組み

平成30年度末までに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場を設置します。